

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 7日

群馬県知事 あて

提出者 〒378-0068  
住 所 群馬県沼田市井土上町135

氏 名 パナソニック内装建材株式会社  
群馬工場長 久保田 智芳

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0278-22-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	群馬工場
事業場の所在地	群馬県沼田市井土上町135
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：木材・木製品製造業（家具を除く）
②事業の規模	資本金 4億5千万円 生産高 117億円／年（令和5年度） 生産坪数 154万坪／年（令和5年度）
③従業員数	206人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

**別紙②の通り**

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
		<b>別紙③-1の通り</b>	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<b>別紙④の通り</b>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<b>別紙④の通り</b>

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	別紙③-1の通り		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙③-1の通り		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	別紙③-1の通り		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙③-1の通り		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

別紙③-1の通り

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙③-2の通り			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙③-2の通り			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理の工程（発生源）

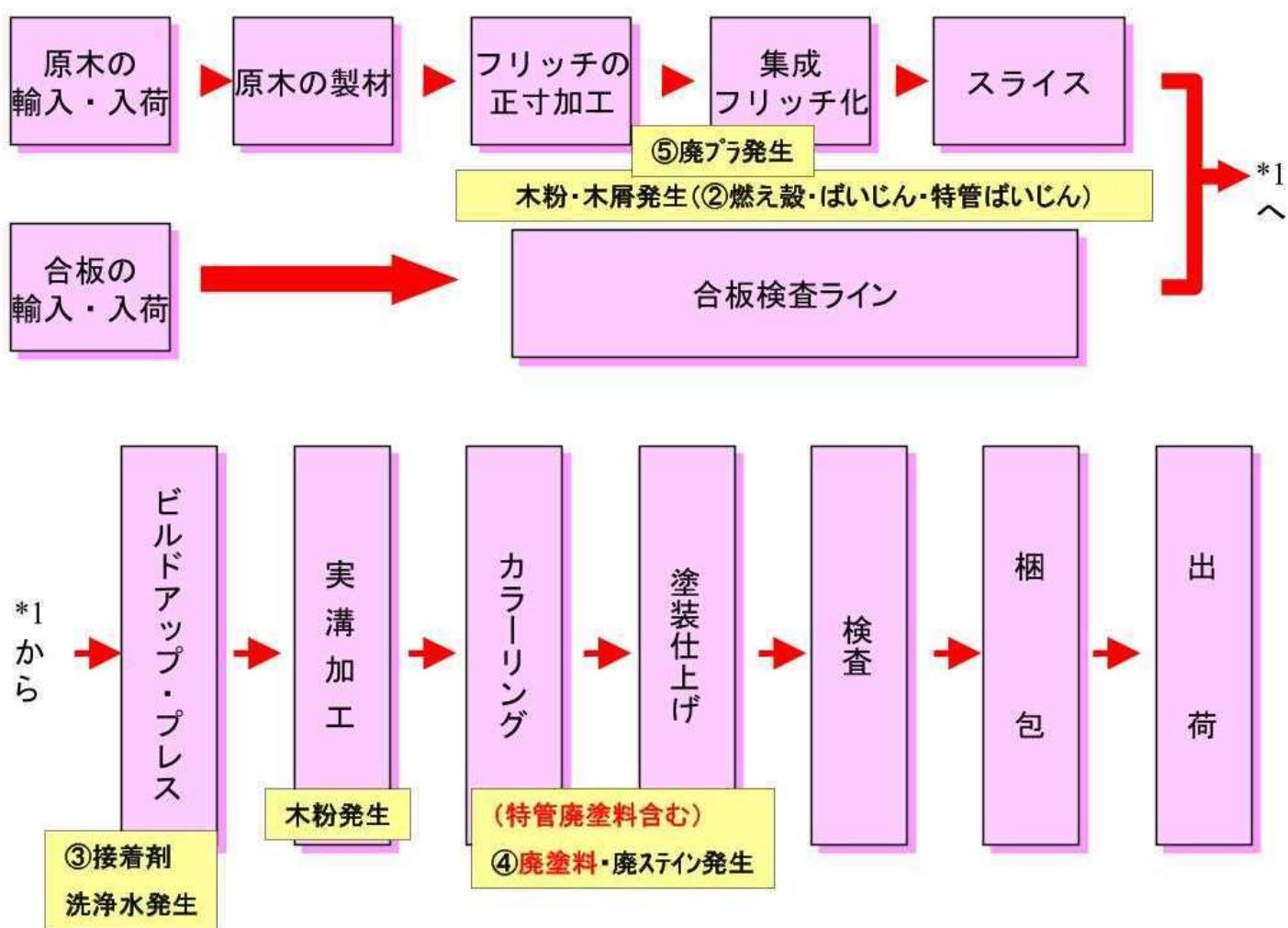


図-1 木質系フロアー製造工程

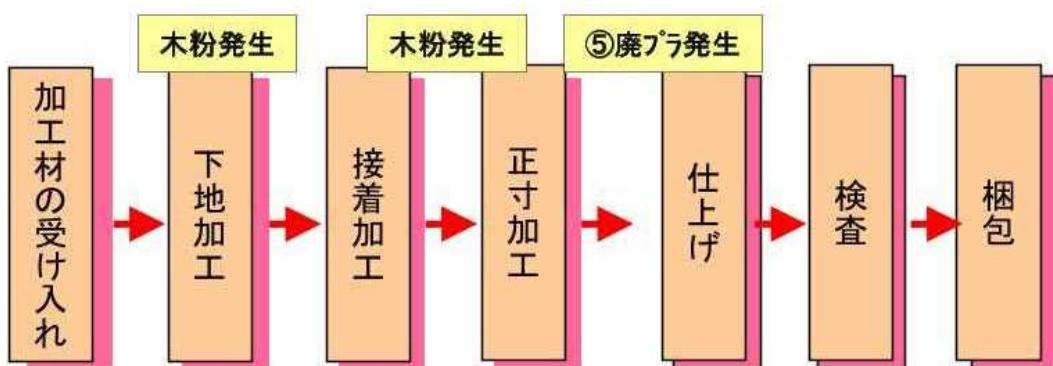


図-2 造作部材製造工程

## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）①木くず

木くず（木製パレット、敷板、角材等）



### 中間処理・最終処分

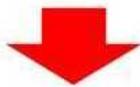
(委託処理)  
木くずをチップに加工  
(バイオマス燃料化)



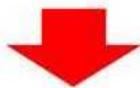
(委託処理)  
木くずを焼却し廃熱利用（発電）

## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）②ばいじん

生産工程から発生する木粉、木くず



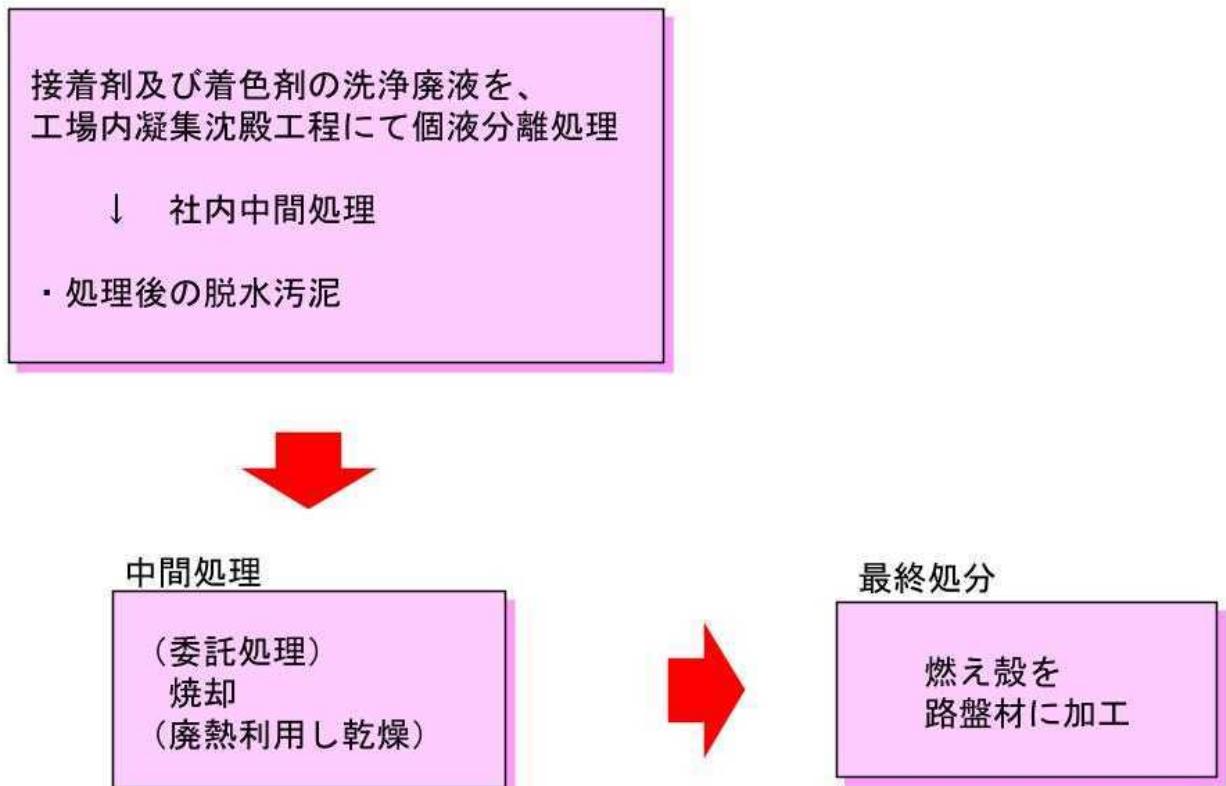
社内バイオマスボイラー燃料として利用。  
発生した蒸気は生産設備熱源、タービン発電等に利用  
↓  
ばいじん



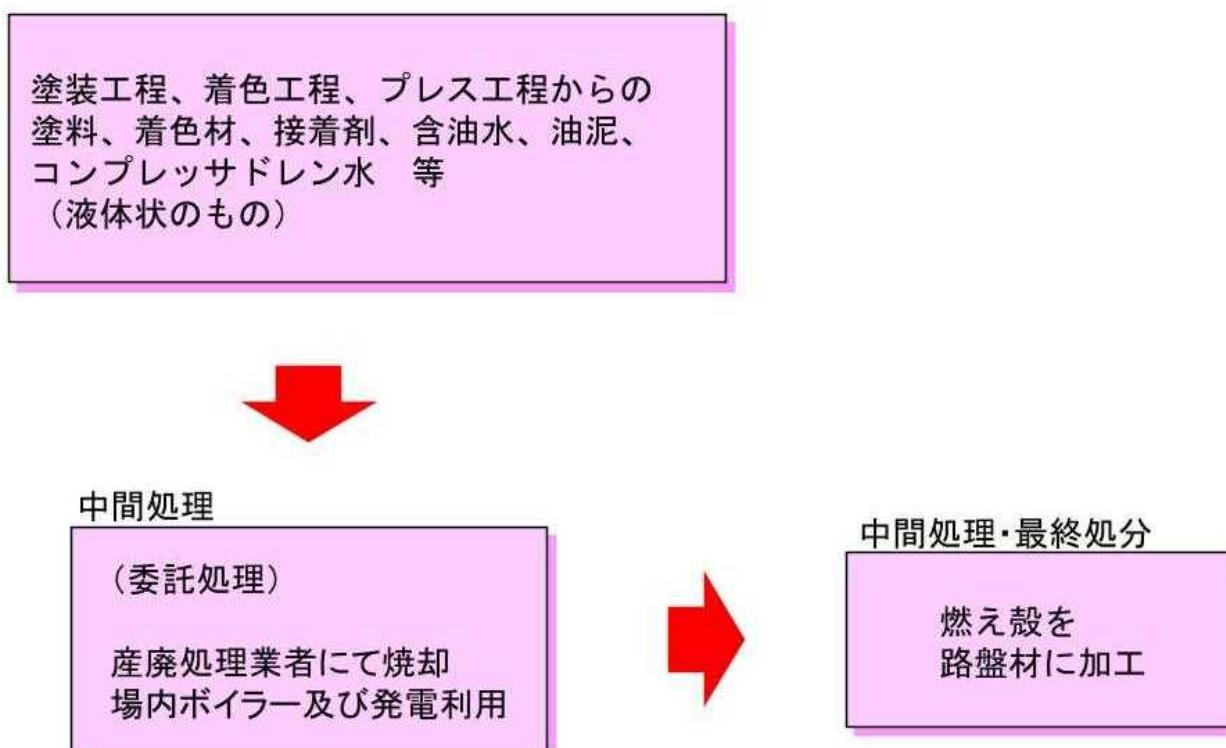
### 中間処理・最終処分

(委託処理)  
燃え殻・ばいじんを  
路盤材に加工

## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）③汚泥

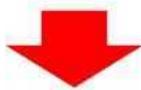


## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）④廃油 ⑤廃酸



## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）⑥廃プラスチック類

固化した接着剤、生産補材、容器等、表面化粧シート、バンド類  
ビニール類、機械部品、発砲スチロール など



### 中間処理・最終処分

(委託処理)  
廃プラスチックを破碎し  
RPF燃料に加工

### 中間処理

(委託処理)  
焼却  
(廃熱利用し発電)



燃え殻を  
路盤材に加工

## 産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）

⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧金属くず

⑦廃蛍光管、廃水銀灯、廃UVランプ  
⑧乾電池類



### 中間処理

(委託処理)  
破碎・分別



### 中間処理・最終処分

マテリアルリサイクル

処理業者にて焼却し  
サーマルリサイクル



### 中間処理・最終処分

燃え殻を  
路盤材に加工

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）①廃油

塗装工程から出る廃塗料  
(液体状のもの)



中間処理

特管産廃処理業者にて焼却  
場内ボイラー及び発電利用



中間処理・最終処分

燃え殻を路盤材に加工

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）②ばいじん

社内バイオマスボイラー燃料として利用。  
発生した蒸気は生産設備熱源、タービン発電等に利用  
↓  
特管ばいじん（クロム含有）



中間処理・最終処分

(委託処理)  
焼却処理し、燃え殻を路盤材に加工

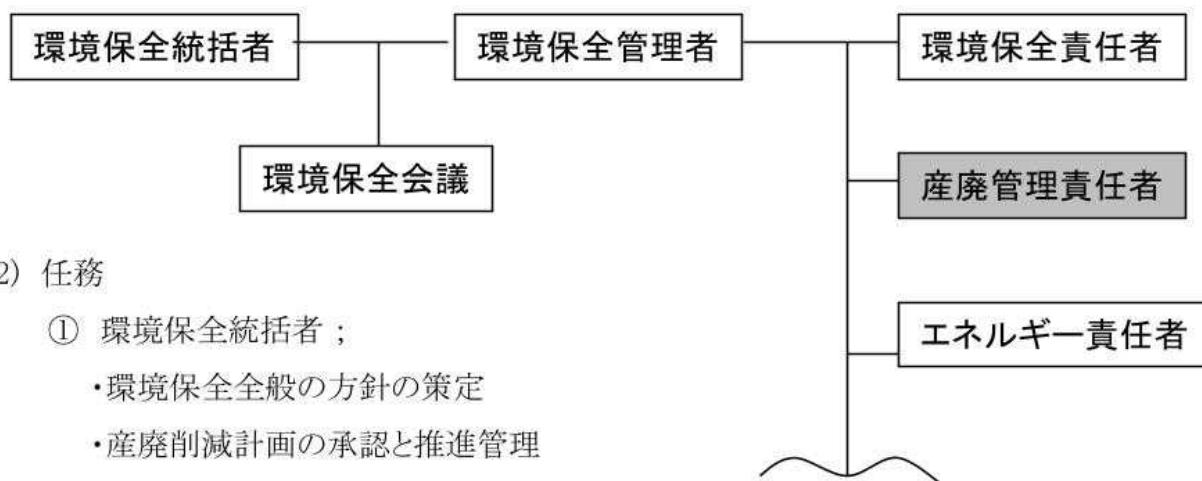
## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(令和6年4月1日現在)

### (1) 責任者及び管理組織図

環境保全統括者 ; 工場長

産廃管理責任者 ; 群馬総務課 主任

特別管理産業廃棄物管理責任者; 動力班 班長



### (2) 任務

#### ① 環境保全統括者 ;

- ・環境保全般の方針の策定
- ・産廃削減計画の承認と推進管理
- ・環境保全上の問題点の改善指示 等

#### ② 産廃管理責任者;

- ・産廃削減計画の立案と推進
- ・産廃削減のための技術開発または、リサイクル、リユースの方策の開発
- ・マニフェストの総括管理
- ・監督官庁への報告
- ・廃棄物処理に関する従業員への啓発
- ・トラブルへの対応

### (3) 環境保全会議

環境保全会議は環境保全統括者が主催し、主な議題は次の通り

#### ① 産廃削減、省エネ、環境保全計画の推進状況の確認

#### ② 次年度の計画検討

### (4) 管理体制

#### ① 産廃管理責任者の下に、経営組織単位の産廃削減委員会を設け、各部単位での産廃削減への取り組みを推進する。

#### ② 各部別、発生種類別の産廃量を把握し、削減するための資料としている。

### (5) 教育・研修

#### ① 環境月間、省エネ月間、廃棄物リサイクル月間を中心に、全従業員を対象に、啓蒙教育を実施する。

#### ② 産廃削減のために3Rを中心の啓蒙教育を各部単位で推進する。

#### ③ マニュフェストの仕組み・書き方教育を実施し、産廃法の仕組みの理解を推進する。

## 別紙③-1

## 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の排出抑制に関する事項	排出量 ①現状	前年度(R5年度)実績: 3,742.85 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(これまでに実施した取組)									
マテリアルリサイクル推進による排出量削減。									
排出量 ②計画		目標: 3,510 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(今後実施する予定の取組)									
生産工程からの発生木くずは、バイオマスボイラー燃料として使用を、継続。									
分別徹底し、有価材売却による廃プラ削減									
不良ロス削減活動推進									

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 ①現状	前年度(R5年度)実績: 1625.77 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(これまでに実施した取組)									
生産工程からの発生木くず(バイオマス資源)の燃料として有効利用。									
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 ②計画	目標: t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(今後実施する予定の取組)									
バイオマス資源の有効利用継続。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	熱回収 減らした量 ①現状	前年度(R4年度)実績: 1,640.7 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(これまでに実施した取組)									
汚泥の社内凝沈処理による排出削減。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	熱回収 減らした量 ②計画	目標: 1,500 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(今後実施する予定の取組)									
社内凝沈処理を継続し、排出削減を継続する									

又自ら海行洋う産業廃棄物に埋立する立地処理に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 ①現状	前年度(R4年度)実績: 0 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(これまでに実施した取組)									
該当なし									
又自ら海行洋う産業廃棄物に埋立する立地処理に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 ②計画	目標: 0 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	ガラスくず…	鉄くず
(今後実施する予定の取組)									
今後も、なしを継続。									

## 産業廃棄物の種類

## 産業廃棄物の種類